

## 規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
(SPS 協定) 附属書 B の 5(a) に基づくものです。〕

### 植物防疫法施行規則等の一部改正について

下記のとおり、植物防疫法施行規則等の一部を改正する予定ですので、お知らせします。  
御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

#### 記

##### 1 件名

植物防疫法施行規則等の一部改正

##### 2 対象品目

植物及び植物製品

##### 3 趣旨及び目的

病害虫リスクアナリシスの結果や新たな科学的知見等を踏まえ、次の見直しを行うこととする。

- (1) 既存の検疫有害動植物の見直し(植物防疫法施行規則(以下「規則」という。)別表1関係)
- (2) 輸出国において検疫措置の実施を要する地域の見直し(規則別表1の2関係)
- (3) 輸入が禁止される地域及び植物の見直し(規則別表2関係)
- (4) 輸入を禁止する対象から除外される条件として輸出国が実施する検疫措置を要する地域及び植物の見直し(規則別表2の2関係)
- (5) 検疫対象としない有害動植物の見直し(平成 23 年3月7日農林水産省告示第 542 号第1号の表の2及び第2号の表の2関係)

##### 4 適用予定日

2026 年 12 月頃

ただし、以下の改正は 2026 年6月頃

- ・3の(1)の規則別表1から「*Tuta absoluta*」を削除する改正
- ・3の(4)の規則別表2の2の7の項を削除する改正
- ・3の(5)

##### 5 意見提出先

農林水産省消費・安全局植物防疫課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

TEL (03) 6744-2035 内線 4567

FAX (03) 3502-3386

##### 6 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間